

令和6年度広島県社会福祉審議会議事録

- 1 日 時 令和7年3月26日（水） 10時00分から11時30分まで
- 2 開催方法 オンライン
- 3 出席委員 大野委員、岡本委員、兼池委員、金子（努）委員、金子（麻）委員、佐藤委員、鈴川委員、寺本委員、冨永委員、中川委員、浜中委員、林委員、福岡委員、藤井委員、藤田委員、藤原委員、二川委員、三須委員、森木委員、山本（一）委員、米川委員
- 4 議 題 (1) 「第2期広島県地域福祉支援計画」による施策推進について
(2) 民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部改正について
(3) 専門分科会の調査審議状況について
- 5 担当部署 広島県健康福祉局 地域共生社会推進課 地域共生社会推進グループ
TEL (082) 513-3136 (ダイヤルイン)
- 6 会議の内容
 - (1) 開会（事務局）
 - (2) 健康福祉局長あいさつ
 - (3) 出席者紹介
 - (4) 定足数確認
委員総員 32名のうち 20名が出席しており、広島県社会福祉審議会条例第5条第3項により、定足数を満たしていることを確認した。
(開会后 1名参加されたため、計 21名出席)
 - (5) 報告事項
 - (1) 「第2期広島県地域福祉支援計画」による施策推進について
資料 1-1~1-6 について、事務局から説明を行った。
 - (2) 民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部改正について
資料 2-1~2-2 について、事務局から説明を行った。

(佐藤委員)「第2期広島県地域福祉支援計画」による施策推進について

第2期広島県地域福祉支援計画において、孤独・孤立の問題についての記載の有無を伺うとともに、令和6年度の取組として紹介いただいた、つながりサポーター養成講座の受講者数などの実績及び今後も実施する予定があるのかの2点を伺います。

(事務局)

今年度、つながりサポーター養成講座を2月に実施し、会場に来場された方とオンラインで受講された方を合わせて50名程度の申込みをいただきました。今年度、内閣府からつながりサポーターの連携実施の募集があり、採択を受けて実施したところです。この取組では全国的な講師、国の検討会に参加している方が来られるため、広島県にとって、かなり有意義な講座ですので、来年度も募集があれば連携したいと考えていますが、現時点では、内閣府からの連絡がないため、実施は未定です。孤独・孤立対策が差し迫った問題になってくるなかで、今後も引き続き、取り組まなければならない課題であると認識しています。そのため、内閣府との連携を密にし、活用すべきものは活用しながら、取り組んでいきたいと思っています。

第2期広島県地域福祉支援計画で、孤独・孤立対策の関係する部分は、「特に支援が必要な人世代への支援」の項目のなかに、位置づけています。孤独・孤立対策の推進や法の趣旨に基づいた取組を検討・実施していくこととしています。今後は、市町の状況を踏まえ、可能な限り連携しながら取組を進めてまいります。

(鈴木委員)「第2期広島県地域福祉支援計画」による施策推進について

第2期広島県地域福祉支援計画については、関係者と連携しながら取組を進めていただきたい。特に回答は求めません。

(金子(麻)委員)「第2期広島県地域福祉支援計画」による施策推進について

成年後見制度等の権利擁護支援での、中核機関の活動状況の共有をして欲しい。

(事務局)

現時点で県内には14市町で中核機関が設置されています。資料にあるとおり、中核機関とは「地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制」のことです。

地域には既に権利擁護支援が必要なご本人を中心にした、ケアマネジャーなどの各専門家の方や関係者、行政等が連携した「チーム」があるはずですが、さらにそのチームとは別に一定の範囲の地域において、地域内の課題を解決するため、その地域内の各専門家や関係者、行政等が連携する「協議会」を設置していく動きがあります。このような本人を中心とする「チーム」と「地域の協議会」を、「中核機関」は繋ぐ、コーディネートする役割、仕組みを持っています。

各中核機関によって有している機能は様々ですが、具体的には広報機能や相談窓口の設置により相談に対して適切な機関に繋いでいく機能、後見人等を家庭裁判所が選任するに当たり、後見人等の候補者を推薦する受任調整機能を有している中核機関もあります。

県内の自治体によって進み具合はそれぞれですが、県としてはこの中核機関が県内に整備されていくように支援をしているという状況です。

(森木委員)「第2期広島県地域福祉支援計画」による施策推進について

せっかくの機会ですので、障害に係ることについて話をさせてください。

相談支援従事者研修は広島県の障害者支援課が毎年やっておられますが、県内の相談支援専門員が不足しているにも関わらず質の担保を理由として委託による研修実施にこだわっている。

県内の相談支援事業所における人手不足は障害者支援課、ひいては県が招いていると言っても過言ではないと考えている。

人手不足は事業所運営に支障をきたすというだけのものではなく、現職の相談支援専門員の負荷が高まり、ワークライフバランスにも悪影響を与える。

事業者指定による研修実施は他県でも行われているので、障害者支援課には、ぜひ委託による研修実施にこだわることなく、柔軟な研修実施をご検討いただきたい。

(事務局)

事業者指定による研修実施について御意見をいただきましたが、当課としましてはまずは県内の現状を把握するため、相談支援事業所を対象とした実態調査を実施する予定です。

実態を把握したうえで、事業者指定による研修が必要かを検討してまいります。

(森木委員)「第2期広島県地域福祉支援計画」による施策推進について

実態調査をするとのことですが、紙で調査票を配って調査しましたと言うのはやめていただきたい。

実態を知ってこそその調査だと思います。県にはぜひ現場を見ていただきたいので、相談支援事業所まで直接足をお運びください。

(事務局)

調査方法については未定ですので、御意見として頂戴します。

(林委員)「第2期広島県地域福祉支援計画」による施策推進について

相談支援事業所の人手不足については、研修のやり方、回数だけが理由ではないということは言うておきたい。

ただ研修の回数を増やせば相談支援事業所の人手不足が解消する、というものではないので、勘違いしないようにしていただきたい。

ただ、県も実態調査をするとのこと、その結果を踏まえて研修をどうするのか、検討いただきたい。

(森木委員)「第2期広島県地域福祉支援計画」による施策推進について

まずは、障害者支援課に話し合いの場に参加していただきたい。

事業者指定による研修実施を否定することなく、見直しに向けた検討を進めていただきたい。

これ以上は特に回答は求めません。

(3) 専門分科会の調査審議状況について

事務局からの説明は省略し、資料3による報告とした。

(事務局)

以上で令和6年度の広島県社会福祉審議会を終了いたします。

7 会議の資料名一覧

- ・広島県社会福祉審議会会議次第
- ・広島県社会福祉審議会委員名簿
- ・広島県社会福祉審議会県職員名簿
- ・資料1-1 「第2期広島県地域福祉支援計画」による施策推進について
- ・資料1-2 第2期広島県地域福祉支援計画に係る取組状況及び
モニタリング指標の進捗状況について
- ・資料1-3 第2期広島県地域福祉支援計画に係る令和6年度事業の実施状況
- ・資料1-4 第2期広島県地域福祉支援計画モニタリング指標の進捗状況一覧
- ・資料1-5 令和6年度地域の支え合いコーディネート機能強化研修の実施状況について
- ・資料1-6 成年後見制度等の権利擁護支援の充実について
- ・資料2-1 「民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例」について
- ・資料2-2 民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案に対する
意見募集の結果について
- ・資料3 専門分科会の調査審議状況について
- ・参考資料
 - ・社会福祉法（抜粋）
 - ・社会福祉法施行令（抜粋）
 - ・社会福祉審議会条例